

国民健康保険税 納付スタート

● 7月から国民健康保険税の納付が始まります

国民健康保険(国保)は、相互扶助という考え方によって成り立っている医療保険制度です。加入世帯の被保険者数や収入などに応じた保険税を負担することにより、万が一、被保険者が病気やけがをしたときには、少ない自己負担で医療サービスを受けるようになっています。

今年度も国民健康保険税の納付が7月より始まります。国保税の納税義務者は国保に加入している世帯の世帯主であり、年金から保険税が天引きとなる世帯(特別徴収)を除き、毎年7月から翌年の2月までの毎月8期にわたり納付となります。

保険税は期限内納付をよろしくお願ひいたします。

国民健康保険税の納期限表

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和5年 1月4日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日

□ 国民健康保険税の納税通知書が届かない方は町に連絡を

国保加入世帯には、7月上旬に郵送する予定ですが、表札、部屋番号が不明などの理由により、配達できず返送されてくる場合があります。7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない方は町に連絡してください。

□ 所得申告

保険税所得割額の算出や低所得者への保険税の軽減、高額療養費の判定の基礎とするため、所得の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告を行う必要があります。まだ、所得申告が済んでいない方は、早急に所得申告をするようお願いします。

● 国民健康保険税の賦課限度額と保険税軽減範囲が変わります。

□ 賦課限度額の変更

国民健康保険税の賦課限度額に関しては、令和3年度から変更がありました。詳細は、下記のとおりとなります。

	医療分	介護分	支援分	合計
令和3年度	630,000円	170,000円	190,000円	990,000円
令和4年度	650,000円	170,000円	200,000円	1,020,000円

□ 低所得者への均等割・平等割の軽減

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行ないます。

	5割軽減世帯	2割軽減世帯
令和3年度	基準額43万円+28.5万円×被保険者数	基準額43万円+52万円×被保険者
令和4年度	基準額43万円+28.5万円×被保険者数	基準額43万円+52万円×被保険者

【お問合せ】久米島町役場福祉課 ☎ 985-7124

国民年金保険料は納期限までに納めましょう!

令和4年度の国民年金保険料	月額
令和4年4月分～令和5年3月分	16,590円

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、納付書以外にも便利なクレジットカード納付、口座振替、ネット等を利用しての納付があります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続によって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差押えることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除、猶予の制度がありますので、役場窓口へご相談ください。

※納付義務のある方→被保険者本人及び連帯して納付する義務を負う配偶者、世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

令和4年度の免除等の受付は令和4年7月1日から開始します!

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的理由などで年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場窓口で手続きをしてください。

令和4年度の免除等の受付は令和4年7月1日から開始され日本年金機構が審査を行います。

また、過去期間については、免除等の申請書を提出した日から2年1か月前までの分になります。

失業等により年金保険料を納付することが経済的に困難になっているが、申請せずに未納の期間がある方は一度、役場の年金担当または年金事務所へご相談ください。

お問合せ先：浦添年金事務所 ☎ 098-877-0343
久米島町役場福祉課 ☎ 098-985-7124

小児歯科治療渡航費助成に関する注意点

助成範囲について

定期検診やフッ素塗布、クリーニング、歯石除去などの予防歯科に該当するものは、**年に2回まで**となります。

※初回申請日より1年内に2回までとなります。(年度2回ではありません)

※予防歯科に該当するものの2回目の申請は、初回受診日より3ヶ月以降に受診した分を申請可能とします。

例) ①回目申請日:令和3年11月15日(受診日:令和3年10月10日分)

②回目申請は、令和4年1月10日以降の受診分となります。

提出方法について

商工観光課で小児運賃還付の手続きを済ませ、小児歯科治療渡航費助成の申請をお願いします。

①小児運賃還付手続き
(商工観光課)



②小児歯科治療渡航費助成申請
(福祉課)

提出書類について

※申請に関する様式及び添付書類台紙をホームページからダウンロードできるようになりました。

※ダウンロードができない方は、窓口(仲里庁舎)にて申請様式及び台紙を受け取ってください。

申請をする際は、事前に以下のものを揃えて窓口へ提出するようお願いします。

①様式第1号:申請書(初回のみ)への記入が済んでいること。

②様式第2号:請求書(2回目以降は請求書のみ)への記入が済んでいること。

③添付書類台紙に領収書や搭乗証明書などの貼付けが出来ていること。

交通費の添付書類において、①領収書及び②搭乗券又は搭乗証明書の原本又は写しの提出を忘れずにお願いします。

飛行機利用の場合、eJALポイントやクーポンなどの利用があった場合は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

飛行機の領収書は、自動発券機又はカウンター発行のものを提出をお願いします。

インターネット発行の領収書の場合、適切な往来の確認や支払い手段が確認できない場合は、助成対象外となります。

お問合せ：久米島町役場福祉課 ☎ 098-985-7124